令和２年６月市議会　教育厚生委員会資料

第８４号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

【目　次】　　【ページ】

１	改正内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１
２	附属機関の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１～２
３	施行日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	２
４	新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	３
	【参考】長崎商業高等学校の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・	４

教　育　委　員　会

令　和　２　年　６　月

１　改正内容

（１）附属機関の設置

名称	担任事務
長崎市立長崎商業高等学校学科改編審議会	長崎市立長崎商業高等学校の学科改編に関する重要事項の調査審議に関すること

（２）設置目的

令和４年度から全面実施される新学習指導要領商業編では、経済のグローバル化、ＩＣＴの進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、観光の振興、情報ネットワークの活用とセキュリティ、経済のグローバル化などに関する学習のさらなる充実が求められている。

また、長崎市においても、地域振興や長崎市独自の新しい産業の創出など、長崎の未来を担う人材の育成が求められている。

長崎市立で唯一の高等学校である長崎商業高校において、現在、情報国際ビジネス科の１学科を設置しているが、そうした現状を踏まえ、学科の見直しを図る必要があり、長崎商業高校の進むべき方向性を多角的な見地から審議するため、地方自治法第１３８条の４第３項等の規定に基づき、長崎市立長崎商業高等学校学科改編審議会を設置するものとする。

２　附属機関の概要

（１）審議内容

ア　経済のグローバル化、ICT の進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通して、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成を目指した学科改編の検討

イ　若い世代の転出超過や新たな産業の創出の必要性などの長崎市の課題を踏まえ、長崎市の地域振興や新しい産業の創出など、長崎の未来を担う人材の育成を目指した学科改編の検討

（２）設置期間

令和２年７月１日～令和３年３月３１日

（３）開催回数

審議答申まで：５回程度

（４）委員構成
　１１名（予定）
　ア　学識経験のある者　　　　　　5名
　イ　教育関係団体を代表する者　　2名
　ウ　産業関係団体を代表する者　　3名
　エ　市民活動団体を代表する者　　1名

（５）報酬
　会長　日額8,700円、委員　日額7,850円

（６）令和２年度から令和４年度までのスケジュール案

	内　容
令和２年度中	審議会での学科改編審議
令和３年３月	新学科の決定
令和３年５月	募集学科及び入試内容の公表
令和４年２～３月	新学科での選抜
令和４年４月	新学科への入学

３　施行日　　令和２年７月１日

4　新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
長崎市附属機関に関する条例

第１条から第３条まで（略）

別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関等</th><th>名称</th><th>担任事務</th></tr>
<tr><td>市長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>長崎市出島史跡整備審議会</td><td>出島和蘭商館跡の整備に関する重要事項の調査審議に関すること。</td></tr>
<tr><td>上下水道事業管理者</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第２条関係）
（略）
</td><td>
長崎市附属機関に関する条例

第１条から第３条まで（略）

別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関等</th><th>名称</th><th>担任事務</th></tr>
<tr><td>市長</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>長崎市出島史跡整備審議会</td><td>出島和蘭商館跡の整備に関する重要事項の調査審議に関すること。</td></tr>
<tr><td>長崎市立長崎商業高等学校学科改編審議会</td><td>長崎市立長崎商業高等学校の学科改編に関する重要事項の調査審議に関すること。</td></tr>
<tr><td>上下水道事業管理者</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第２条関係）
（略）
</td></tr>
</table>

【参考】地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 第 3 項　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2　附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3　附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

【参考】長崎商業高等学校の現状

１　設置課程・学科・定員

課程	学科	募集定員
全日制	情報国際ビジネス科	２４０人

２　学科の状況

・１年次は、分野・コースに分かれずに全生徒が同じ学習を行う。

・２年次からは４分野・１コースに分かれ、将来に結びつくスキルの習得を図る。

・２年生に進級する際に、生徒の希望に応じて分野・コースを選択する。

分野・コース	２年生　(割合%)	３年生　(割合%)
流通ビジネス	６３人　（２６．６）	７８人　（３２．９）
会計ビジネス	６１人　（２５．７）	４６人　（１９．４）
情報ビジネス	３５人　（１４．８）	３２人　（１３、５）
国際ビジネス	３６人　（１５．２）	４１人　（１７．３）
進学コース	４２人　（１７．７）	４０人　（１６．９）

※令和元年度の状況

３　進路状況　（令和元年度卒業生 235 名）

［就職］就職者計　１１１名（４７．２%　公務員５名含む）

・県内就職　９８名（長崎市内　８１名　就職者全体の７３．０%）

・県外就職　１３名

［進学］進学者計　１２２名（５１．９%）

・大学進学　５９名

・短大進学　５名

・専修学校　５８名

［自営・その他］　２名（０．９%）